

ボトルウォーターとコモنزの商品化

NPO法人AMネット 神田 浩史氏

具体的な話に入る前に、「淡水資源の現状」と「コモنزの概念」について、まずは簡単に説明をしておきたいと思う。

飲み水についてー限られた淡水資源

「水を飲まない」という人は極めて少数だろう。そしてその水が、購入したボトル詰めの水であるという人も多いだろう。水を買うという行為が一般的になって久しく、現在では価格破壊ともいえるような安価な水から、海外産の少し高級な水まで、立派な商品としてのバリエーションを備えている。

日本にいととりわけ、水も買えるし水道水も飲める恵まれた環境なので、この事実を意識することが少ないと思う。しかしながら、地球全体の水の量でみると、そのまま飲める水の占める割合はかなり少ない。

しかし、よくよく考えてみればこれは妙な話だ。なぜならこれらの水は、自然に存在しているものに、ほんの少しのミネラルを加えたにすぎず、つまり元々は誰も利用できるはずのものだからだ。いわゆる「コモنز」というものである。現在世界的に見て、この「コモنز」の商品化、サービス化が進んでいて、ボトルウォーターはその典型である。そしてこれが様々な問題を孕んでいる。

ボトルウォーターや上水に使われているのは淡水であり、これは地球上の水資源の約3%しかない。しかもこの内約七割が北極や南極の水であり、我々が利用できる池や川、地下水として存在しているのは0.01%しかない。そしてそれですらすべてを飲み水に使えるわけではなく、生活用水や農業用水などでも使わなければならない。

コモنزについてー非所有の財

今回は、当たり前前に買われているボトルウォーターの問題を知り、それらを通じて「コモنز」の価値について考える契機としたい。取材では、NPO法人AMネットより、神田浩史氏に貴重な意見を伺うことができた。

「コモنز」という用語は、環境をはじめ、経済、法律、社会学、人類学、地域管理など多様な文脈で用いられている。その定義を簡潔に述べると、「利用と管理が共同で行われている資源」となる。今回のテーマである淡水資源の他に、山

林にある木々やキノコ類などは、その代表例といえるだろう。

ところで、我が国の民法にも、複数人が共同で所有管理する事を「共有」とし関係する規定が設けられている。この「共有」にかかる財産、いわば「共有財産」と、記事の中で扱う「コモنز」とは、少し意味合いを異にしている。水のような自然資源の場合、大きく違うのはそれが非所有の財だという事である。何かしら手続きを経て共同所有に至ったわけではなく、前法的に存在する自然資源を、地域住民が伝統的、慣習的に利用管理してきたという背景がある。また、非所有であるので非独占であり、本来誰もが利用できる、オープンアクセスの財であることも、「コモنز」の性質である。

さて、ここまで「淡水資源」「コモنز」について述べた。ここからは、ボトルウォーターについて話を進めていこうと思う。

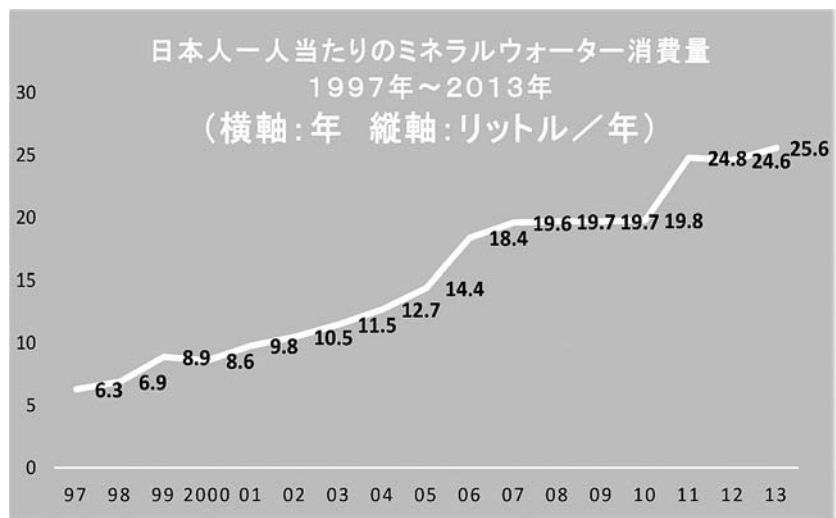
日本におけるボトルウォーターの消費について

ボトルウォーターの市場は、ヨーロッパやアメリカで広がり、日本ではこの十数年でようやく広がり始めたといった感じだ。生産量は現在清涼飲料品目全体で、炭酸飲料とコーヒー飲料に次ぐ第三位を誇り、緑茶、果実飲料などを大きく上回っている。そしてこの値は今後も伸び続けるだ

ろうと予想されている。この理由として、震災以降防災用品としてのイメージが定着した側面もあるのだろうが、大きいのは水道水に対する漠然とした不安、不満である。上水道の衛生面の不安、カルキ独特の薬品臭さへの不満のほか、環境ホルモンの不安が喧伝された時代もあった。

しかしこれらに対して神田氏は次のように語る。

「水道水に対する不安や不満があるが、これはずいぶん時代がずれている。一部都市で水道水がすぐカルキ臭いといわれて、夏場なんかは飲めたものじゃないという不満があったが、これはもう二〇年近くも前の話です。にも関わらず今でも、特に若い人たちは大半が、飲み水はペットボトルが当たり前と答える。それは、水道水なんか飲めないと親が言うからだそうです。それって学生さんが生まれるよりも昔の話じゃないのと思うけれど、親御さんの方にそういう認識がある。こうした過去の水道水不信の神話が信じられ続けて、ボトルウォーターが浸透し、子供のころから飲み水はペットボトルが当たり前という風に習慣づけられているのではないかと思う。水道局の努力があっても、一度ボトルウォーターになじんだものを水道水に戻るといふ流れは出来ないのかなと痛感させられた。」



日本ミネラルウォーター協会発表統計より筆者作成

取水地への影響

自然由来のものを人為的に搾取するとなると、当然自然環境への影響が懸念される。この点で日本について神田氏に尋ねてみたところ

「周辺の環境に激甚な影響を与える事は、日本の場合少ないのでしょうか。取水企業の配慮にしても、不十分なながらもやっている所はきちんとやっていると思う。企業は企業で良好な環境を使える

ことは重要で、その為に地域社会との接点、或いは地域環境の保全という形で還元されていくようになる」と、どちらにとってもいい。」としつつも、一方で、

「例えばサントリーが水環境を大切にしているイメージが広まり、それによって天王山の林相がうまく保たれていく、ということになっていけばいいのですが、残念ながらそこまで大規模に展開はされていない。こつちがダメになったら別の場所、という発想の企業もあるかもしれません。また企業が、自ら利用する目的の範囲内でのみ環境を保全していても、それよりもっと広い範囲に対する影響にまでは流石に手が回らないのではないかと思う。例えば一〇年間で利益が出ればペイできるという試算を立てれば、保全もその期間その場所だけを考慮した狭い範囲のものにとどまってしまう。そう言ったところでは、行政であり、NPOであり、もちろん地域の自治会なんかも含めた、多様なアクターによって参画されるようなメカニズムを作っていかなければならない。」とされた。

後のインドの例にも見られるように、アメリカやヨーロッパなどすでにボトルウォーター市場が成熟した世界をみれば、企業による過剰な取水が水位の低下、渇水、それによる水生生物の生態系が破壊されるなど、確実に環境汚染を引

き起こしている。

曖昧なルール―飲み水は誰のもの？

繰り返すが、ボトルウォーターとして売られている水はもともと自然に存在しているものだ。それを企業や個人といった単一の主体が独占的に利用できるのはどういうわけか。

実は日本には水利権について法的な枠組はなく、地下水や湧水の利権というものは、その土地の所有権と繋がっている。河川の水に関しては河川法により公共のものと定められているが、それ以外は土地の所有者のものという分りにくいことになっている。また日本ではその山林の利用規制も厳格ではない。面積規定はあるものの、水源開発では面積規定にはかからない事が多い。こういったルールのなさは、アメリカやヨーロッパでも類似している。

北海道や和歌山の森林の地を、中国など海外の企業が買い占めると国内的には騒ぎになる。ただ、近年は外資と内資の差は少ないという事は、あまり意識されていない。土地所有と水利用がリンクする限りは、主体が誰であれ過剰なくみ上げによる公共利用や民生用水との衝突は懸念されると、神田氏は警鐘をならす。

「水の商品化が全く駄目だというものでもないと思うが、ルール無きままに進行していくとやは

り過剰が生まれます。日本でもルールが十分ではないから、源地地を企業が買うという事が出てくる。ましてや国際的なルールはありません。しかもTPPのような、市場主義を促進させるような条件が整ってしまうと、資本の力が住民の権利を上回ってしまう。元々の住民やコミュニティの資源を、彼ら彼女ら自身が使えなくなってしまう。そのような状態が進行していく事が一番怖い。利用と保全のルールがないのに、それに対する投資開発だけが進み、しかもそれを優先したルールが出来ていく流れになってしまっている事は危険だと思う。TPPそれ自体がボトルウォーターを規定するわけではないが、いったん企業が水源として確保したところを、新たな規定で公共に解放させることが難しくなってしまう事は大いに考えられる。」

実際問題、NAFTAやWTOなどによる国際的な貿易制度は、水をはつきりと「サービス」「商品」として分類し、その輸出入の制限は不当な貿易規制と判断される可能性が高い。一方で水利用に関する国際条約は締結される動きも見られない。

インドとコカ・コーラ

ここまでの水利用の話について、一つ大きな問題となっている例があるので紹介しておきたい。

コカ・コーラによる地下水の過剰摂取がインドでもたらした問題である。インドのケララ州で操業を開始したコカ・コーラは操業を開始して以来一七ヘクタールの敷地内で一日一五〇万リットルも地下水を汲み上げていた。これにより周辺住民の利用していた井戸が干上がり、およそ二〇〇〇世帯が生活用水を失った。住民は水を求めて数キロも離れた水源に通わなければならなくなった。これも地下水くみ上げのルールがインドにはなく、企業のロビイングによって進出が促進された結果であり、安全な飲み水は外資のボトルウォーターを飲むしかないという状況が公共ではなく、外資自身によって作り出されたのである。同様のことが国内の他の州でも起こっている。

この事件では、わずかに残る地下水の薬品混入など、安全性の低下も招いたことで、周辺住民はより苦境に立たされている。

水は「総有財産」である

「コモンズ」が、現在では利用者だけでなく管理者にとっても取引可能な財産としての見方が強まれば、過剰利用が進行し資源が消滅していく。農業用水や農地も市場原理で営利主体によって管理をさせれば良いというのが、主だった流れではないかと思う。しかし、水にしても本来は単一の主体に利用を帰属させられるのではなく、周

辺の関係者みながお互いのことを考えつつ利用していく性質のものはずだ。

さらに、神田氏はこう述べる。

「水というのは『総有財産』なんです。簡単に言えば、切り分ける事が出来ない財産なんです。

『共有』の場合は切り分けられるけれど、『総有』の場合はそれが出来ない。しかし、この事は利用する当人も認識していない。市場原理で動かせないものが多くあり、それらには意味があるという事を理解してほしい。」

神田氏より公共政策に携わる人々へ

最後に、取材に「協力いただいた神田氏よりメッセージを頂戴した。

「一つは、先人が築いてこられたものに対して敬意を持ってほしいという事。むかしのやり方は古臭いし非効率だという思い込みが多いと思うんです。しかしそれはその地域では合理性がありすごく大事なんだという事が理解されていないと思う。僕なんかは山間や海、農村に行つて話を聞く。そういう中で知り、そうすると一方で法律のできた背景を対置してみると、上手く繋がってると思うことがあるんです。そういった背景を考慮せず、全く別の所からあるべき姿を持つてこれらと、多分社会を破壊したり、根付かないと思わうんです。」



取材に答えてくださった神田氏

もう一つは、現場の大事さ。僕は現場中心の活動で、ずっと外に出て色々な場所を回って情報を得ていました。ただその中で、それで得た情報はどうするんだ、ただ情報を取ってきているだけではないか、それをどう社会に還元するか、そして自分たちとどう繋がっているかに気づき考えよ、という風に問われました。現場で得る情報、経験、知識ですごく大事なんです。それを自分のこれからやろうという事の中でどう生かしていけるかを考えてもらえると嬉しいです。」

取材後記

ボトルウォーターにまつわる問題について、インタビューを交えつつまとめてきた。我々が利用できる淡水資源は限られ、しかも今それらの管理が市場に委ねられようとしている。元々自然に在るもので自由に使えていた資源が、貧乏人にはアクセスできない財産に変わっていく。

今回取り上げたボトルウォーターは、淡水資源の利用としては実は一部に過ぎない。民営化された水道や農薬混入によって再利用できない農業用水など、淡水そのものの持続に関わる問題は、より広範でありより複雑である。もし今あなたの手元ボトルに入った水があるとしたら、それは何の犠牲も無しには手に入らないということを思い起こしていただけると幸いである。

(文責 益田 彰拓)

NPO法人 AMネット

行きすぎたグローバル化の影の部分に目を向け、人と地域・自然とのバランスのとれた、豊かで持続可能な社会を目指し 政策提言などを行っている団体

神田 浩史 (かんだひろし)

“嘶屋”として、地域づくり、国際協力、環境などについて全国を回る。AMネット理事ほか、多くのNPO等の役員を務める。同志社大学など全国8大学で非常勤講師も。